

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月28日（平成30年（行個）諮問第147号）

答申日：平成30年12月10日（平成30年度（行個）答申第146号）

事件名：本人に係る「審査請求一覧（個人情報保護）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求一覧（個人情報保護）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月8日付け厚生労働省発総0608第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件処分は、「2 不開示とした部分とその理由」欄をみると、法18条1項規定の「保有個人情報非該当部分を不開示とした。」とあるが、これでは不開示とした部分は恣意的に決定されており、法何条何項規定に該当している部分開示であるか記載されていない違法である。これでは、行政不服審査法に基づく審査請求の理由が書けない。

厚生労働省発総0608第1号対象文書の黒塗りされている部分の具体的理由を説明されたい。他の行政庁のような不開示とした部分とその理由になると考えられる。

黒塗りについて、他事例の裁決書（特定年月日、特定機関）理由欄のとおりで不適切であると考え。法18条1項規定の厚生労働省発総0608第1号対象文書の黒塗りは、特定都道府県情報公開条例10条3項規定、東京都情報公開条例13条規定で理由付記等とはなっていないが、開示請求者は不開示とした部分とその理由が分からず、何のために黒塗りしているのか理解に及ばない。

開示義務に対する措置に瑕疵があり、審査請求人は法令上、権利利益を侵害されている。

(2) 意見書

特定年月日付け特定都道府県裁決書の理由（特定機関の答申）の欄に、「条例10条3項においては、公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しないときは、その理由を決定通知書に記載しなければならない旨を規定しているが、このような決定通知書にその理由を付記すべきとしているのは、非公開理由の有無について処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与える趣旨である。そして、要求される理由付記の程度については、こうした趣旨を踏まえて検討をすべきである。この点、平成4年12月10日の最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）によれば、「公文書の非公開決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例（東京都公文書の開示等に関する条例）9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」とされている。そこで、本件処分について検討するに、決定通知書における「公文書の公開をしない理由」は、単に、条例の該当を列挙しているものに過ぎず、公開請求者においては、具体的にどのような根拠によって、非公開情報に該当するものとされたかを了知することは困難である。さらに、本件においては、実際には、非公開部分毎に公開しない理由が異なるものであるにもかかわらず、全ての非公開部分について、包括的に「条例6条1号、2号アおよび6号エに該当するため」という理由が挙げられている。このような記載の方法によっては、もはや公開請求者においては、どの非公開部分が条例6条各号所定のどの非公開情報に該当するのかを理解することすら困難であると言え、当該理由付記は極めて不適切なものであると言わざるを得ない。以上のことから、本件処分は、条例10条3項に規定する理由付記の要件を欠くものであり、取り消しを免れないものと判断される。」

上記に照らし合わせば、処分庁の不開示とした部分とその理由欄の「保有個人情報非該当部分を不開示とした。」は、法何条規定に該当するものかさえも記載されておらず、開示請求者がその条文を読んで確認することもできないので、法律に基づいた決定とはいえず、恣意的に決定している違法である。開示請求者は、黒塗りされている部分には何が記載されているか全く知り得ないのだから、了知し得ることはできない。

法14条柱書き条文は、「開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」であるから、不開示部分は必ず法何条規定の該当として決定しなければならず、それ以外は開示できる部分であり、恣意的に決定している。

理由説明書（下記第3。以下同じ。）3（3）の「また、理由において根拠規定を記載していない点については、個人情報非該当の場合は通常根拠規定を記載していないことを踏まえ記載しなかった。」とあるが、通常根拠規定を記載していないことはこの厚生労働省発総0608第1号に限らず、処分庁の場合、他の開示をする旨の決定通知においても常に全て違法であると思料する。

なお、厚生労働省以外、他の行政機関はどこも法何条規定の該当か根拠規定は記載されているし、不開示部分が了知できる程度の理由付記がされている。

理由説明書3（2）に「本件対象保有個人情報の不開示部分は、請求者以外の氏名など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから、」とあるが、黒塗りされている部分は法14条2号規定の該当でないと思料される。

なぜなら、「本件対象保有個人情報の不開示部分は、請求者以外の氏名など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから、」の文言の部分は平成30年（行個）諮問第153号の諮問庁の理由説明書と全く同じであり、平成30年（行個）諮問第153号の厚生労働省発政総0426第1号の開示をする旨の決定通知された対象文書の内容の関係人に、開示請求者（審査請求人）以外の特定の個人の実在はいたないため、開示請求者以外の氏名、開示請求者以外の個人に関する情報はない事実で、諮問庁の理由説明は明らかな失当である。この平成30年（行個）諮問第147号と平成30年（行個）諮問第153号の、「本件対象保有個人情報の不開示部分は、請求者以外の氏名など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから、」の文言の部分は、諮問庁は何かの記載例とおりの文言をそのまま使用していると思料される。

従って、諮問庁は根拠規定を精査して黒塗りされている部分を真摯に考慮したうえで理由説明していないと思料され、理由説明書3（2）に「請求者以外の氏名など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから、」とあるのは、この平成30年（行個）諮問第147号も虚偽であると推測される。

当該対象文書の審査請求一覧の表様式作成の仕方からみても黒塗りさ

れている下は白紙で、仮に「請求者以外の氏名など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから、」であるならば、受付30-9とされている横欄のものが、受付30-9とされている横欄の下に同じ横欄のものがなければならぬと思料され、法14条2号規定の該当ではないと思料される。

しかしながら、「請求者以外の氏名など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから、」が事実であるならば、請求者以外の特定の個人名だけを黒塗りすべきで、「開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報が記載されており、法14条2号規定の該当のため不開示とした。」となるのではないかと思料される。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年5月28日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、「(1) 開示請求人が厚労省大臣官房総務課に平成30年特定月日付けで行政不服審査請求書を請求（別紙添付）し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。1枚目の一部について。(2) 大臣官房総務課の行政不服審査請求に係る文書受付簿で、開示請求人が平成30年特定月日付けで行政不服審査請求をしたことが記載されて記録されている一部について。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成30年6月8日付け厚生労働省発総0608第1号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年7月4日付け（同月6日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条1項の規定により部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「(1) 開示請求人が厚労省大臣官房総務課に平成30年特定月日付けで行政不服審査請求書を請求（別紙添付）し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。1枚目の一部について。

(2) 大臣官房総務課の行政不服審査請求に係る文書受付簿で、開示請求人が平成30年特定月日付けで行政不服審査請求をしたことが記載されて記録されている一部について。」である。

(2) 原処分の妥当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分は、請求者以外の氏名など、請求

者以外の個人に関する情報であって、請求者に係る保有個人情報とは関係がないことから、当該情報は保有個人情報非該当であるため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「不開示とした部分は恣意的に決定されており、法何条何項規定に該当している部分開示であるか記載されていない違法である。これでは行政不服審査法に基づく審査請求の理由が書けない。」としている。

しかしながら、処分庁においては、本件対象保有個人情報の不開示部分については、上記(2)で述べたとおり保有個人情報非該当のため不開示としたものであり、また、理由において根拠規定を記載していない点については、個人情報非該当の場合は通常根拠規定を記載していないことを踏まえ記載しなかったものである。

上記のとおり、請求者は主張するが、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年8月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月13日 | 審議 |
| ④ 同年10月1日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年12月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報を特定し、文書1に記録された保有個人情報を全部開示し、文書2に記録された保有個人情報の一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の保有個人情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、原処分において不開示とされた部分については、審査請求人以外の氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人に係る保有個人情報とは関係がないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない旨説明する。
- (2) 法2条2項において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）とされており、法12条1項において、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定されている。
- (3) 当審査会において見分したところ、文書2は、厚生労働省大臣官房総務課に対して行われた審査請求について、その審査請求人ごとに審査請求の種類、開示請求の内容、決定内容、審査請求の内容等を1行に整理し記録しているものであり、標題、各項目が記載された行及び審査請求に関する情報が記録された1行ごとに当該審査請求人を本人とする保有個人情報が記録されているものであると認められる。

法が開示請求対象として予定するのは、上記（2）のとおり、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。本件不開示部分は、審査請求人以外の特定個人の審査請求に関する情報であり、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないことから、審査請求人は、当該不開示部分に対する開示請求権を有しているということとはできない。したがって、本件開示請求に対しては、審査請求人に係る審査請求に関する情報のみを対象として特定すべきであり、本件不開示部分は、対象とすべきではなかったものであるが、本件不開示部分が開示されないという点に変わりはないことから、本件対象保有個人情報の一部を不開示としたことは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、「不開示とした部分は恣意的に決定されており、法何条何項規定に該当している部分開示であるか記載されていない違法である。」旨主張している。

当審査会において、原処分の不開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」欄を確認したところ、「保有個人情報非該当部分を不開示とした。」と記載されており、その内容が、不開示とした根拠とともに開示請求者（審査請求人）の了知し得るものでないとは認められないことから、原処分の理由の提示に不備がある違法なものであるとは認められない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断

を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないことから、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 開示を求める保有個人情報

- (1) 私開示請求人が厚労省大臣官房総務課に平成30年特定月日付けで行政不服審査請求書を請求（別紙添付）し、審査請求書に受付印の押印がされたもの。1枚目の一部について。
- (2) 大臣官房総務課の行政不服審査請求に係る文書受付簿で、私開示請求人が平成30年特定月日付けで行政不服審査請求をしたことが記載されて記録されている一部についてのみの開示。

- 2 文書1 平成30年特定月日付け審査請求書
- 文書2 審査請求一覧（個人情報保護）